



# 相続から考える事業承継 事業承継 で押さえるべき税務ポイント

資料作成：税理士 石川 幸恵

## 目次

■ 1. はじめに：事業承継をめぐる最新の税制動向.....	2
■ 2. 相続と事業承継の関係 .....	2
■ 3. 事業承継に係る税金の全体像.....	3
■ 4. よくある失敗事例と回避策.....	5
■ 5. 今日から始められる事業承継の準備.....	6
■ 6. まとめ .....	7

## 相続から考える事業承継 事業承継 で押さえるべき税務ポイント

### ■ 1. はじめに：事業承継をめぐる最新の税制動向

中小企業では、経営者本人が主要な株主となっていることが少なくありません。このような会社で経営者が亡くなった場合、その方が保有していた自社株式は相続財産となり、相続税の課税対象となります。株式市場で取引されていない非上場会社の株式は会社の業績や資産の状況によって評価されるため、設立時の出資額よりもはるかに高額となることもあります。

この自社株式にかかる相続税負担が円滑な事業承継の妨げとならないよう、一定の要件のもとで自社株式に係る相続税・贈与税の納税を猶予する「事業承継税制」が設けられています。平成30年度税制改正では、制度を大幅に拡充した「特例事業承継税制」が設けられましたが、この特例については令和9年12月31日までの時限措置とされています。

令和8年度与党税制改正大綱にて、「期限到来後の制度のあり方について検討を行い、令和9年度税制改正（通常、前年の12月中旬に公表）において結論を得る」と示されています。また、非上場株式の評価方法についても見直しに向けた議論が進められており、今後の制度改正の動向に注目しておきたいところです。

### ■ 2. 相続と事業承継の関係

事業承継というと、代表取締役の交代をイメージする方が多いかもしれませんが、しかし、事業承継において意識すべきは役職ではありません。

会社法上、代表取締役や取締役は株主総会や取締役会の決議によって選任されるものですから、代表取締役という役職そのものは財産ではありません。一方で、経営者が保有する自社株式は個人の財産であり、承継する際には相続税や贈与税の対象となります。

また、中小企業経営にあたっては経営者個人の預貯金から運転資金を会社

に貸し付けていたり、本社敷地や建物を個人名義で保有し、賃貸していることもあるでしょう。これらも事業の継続に非常に重要な財産ですが、やはり個人の財産です。

このように、事業の継続に必要な財産であっても、経営者個人の名義で保有されているものは個人の財産として相続財産に含まれます。そのため、後継者だけではなく、事業を承継しない配偶者や子どもなど、他の相続人も承継する権利があります。事業の継続という観点からは後継者による取得が望ましい財産であっても、個人の財産である以上、その承継方法については他の家族との関係も踏まえて検討する必要があります。

事業承継は経営の問題であると同時に、経営に携わらない家族も含めた問題となるのです。

### ■ 3. 事業承継に係る税金の全体像

前述のとおり、自社株式や会社への貸付金など、事業承継において重要となる財産の中には、経営者個人の財産として承継されるものがあります。そのため、事業承継を検討する際には、相続税や贈与税などの税金について理解しておくことが大切です。

また、これらの税金を計算するにあたっては、非上場会社の株式をいくらかと評価するのも重要な問題となります。

本章では事業承継において特に問題となる相続税・贈与税等で用いる非上場会社株式の評価および事業承継税制について確認します。

#### (1) 相続税・贈与税

自社株式や会社への貸付金などを後継者へ承継する場合、相続税又は贈与税が問題となります。一般的に、経営者が亡くなった後に財産を承継する場合には相続税、生前に無償で財産を移転する場合には贈与税が課税されます。

相続税は、亡くなった方が保有していた財産に対してかかります。個人名義の預貯金や不動産だけではなく、自社株式や会社への貸付金なども相続財産に含まれます。また、預貯金などプラスの財産だけではなく、借入金などの負債はマイナスの財産として組み込まれます。

このような財産の価額を合計して「3,000万円+600万円×法定相続人の数」を超えなければ、一般的には相続税は課税されません。

一方、事業承継では相続を待たずに生前から自社株式を移転することもあります。この場合には贈与税が問題となります。贈与税は相続税に比べて税負担が重くなる場合がありますが、後継者へ計画的に財産を移転でき

るというメリットがあります。

また、相続時精算課税制度を利用することで、一定の条件のもと生前贈与を行いやすくなっています。

## (2) 非上場会社の株式の評価

「当社には優秀な社員がいる」「長年の取引先との信頼関係がある」など、自社の価値について考えたことがある経営者の方も多いでしょう。

また、近年は中小企業の M&A も増加していることから「会社を売却するとしたらいくらになるのか」といった話を耳にする機会も増えています。

しかし、相続税や贈与税の計算において用いられる非上場会社の株式の評価額はこうした企業価値や M&A における取引価格と一致するものではありません。

### ①財産評価基本通達

相続税法では、相続や贈与によって取得した財産は「時価」によって評価することとされています。

もっとも、流動性の乏しい非上場会社の株式などは市場価格がありません。そこで、実務上は国税庁が定める財産評価基本通達に基づき、価値を算定するのが一般的です。

### ②評価方法

財産評価基本通達における非上場会社の株式の時価は、類似業種の上場株式の株価や過去の利益水準、配当の状況、保有する財産の価額などを基に算定されます。そのため、M&A において考慮される将来の収益力や買手との相乗効果などがそのまま評価額に反映されるわけではありません。

### ③見直し議論

非上場株式の評価方法については、現在、国税庁において「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議」が開催されています。

この見直しは、会計検査院から現行の評価制度に関する指摘が行われたことなどをを受けて検討が進められているものです。有識者会議では、会社規模による評価額のばらつきや評価の公平性・中立性の確保などが論点とされています。

また、近年の経済環境や M&A 実務等のヒアリングを踏まえながら、より実態に即した評価制度のあり方について議論が行われています。

現時点では具体的な改正内容は示されていませんが、非上場株式の評価方法は相続税や贈与税の負担に大きな影響を与えるため、今後の動向が注目されます。

### (3) 事業承継税制

自社株式の評価額が高額になる場合には、相続税や贈与税の負担も大きくなります。このような税負担が円滑な事業承継の妨げにならないよう設けられているのが事業承継税制です。

事業承継税制は、一定の要件を満たす場合に、後継者が取得した非上場会社の株式に係る相続税または贈与税の納税を猶予する制度です。一般措置では猶予の対象となる株式数や猶予割合に上限がありますが、平成30年度税制改正で創設された「特例事業承継税制」では一定の要件のもと100%の納税猶予を受けることができます。

もっとも、この特例措置は令和9年12月31日までの時限措置とされています。令和8年度与党税制改正大綱では、期限到来後の制度のあり方について検討を行い、令和9年度税制改正において結論を得るとされています。

現時点では制度の存続や見直しの方向性は明らかになっていません。しかし、事業承継税制は自社株式の承継に大きな影響を与える制度であり、今後の制度改正の動向にも注意しておく必要があるでしょう。

## ■ 4. よくある失敗事例と回避策

事業承継を検討するにあたり重要となるのは「後継者以外の相続人への配慮」です。

### (1) 経営者の財産の分割

事業承継の相談を受けていると、「子どもが3人いるので、すべての財産を3分の1ずつ相続させなければならないのでしょうか」といった質問を受けることがあります。

民法には法定相続分の定めがありますが、相続財産を必ず法定相続分どおりに分割しなければならないわけではありません。遺言書を作成したり、相続人全員の合意による遺産分割協議を行ったりすることで後継者へ事業の継続に必要な財産を集中して承継させることも可能です。

もっとも、事業の継続に必要な財産すべてを後継者に相続させようとすると、事業を承継しない相続人の取得財産が極端に少なくなることがあります。このような場合には遺産分割協議がまとまらず、事業承継そのものに支障をきたすこともあります。そのため、後継者への承継だけでなく、他の相続人への配慮が重要となります。

### (2) 回避策①遺言書と遺留分への配慮

遺言書を作成することで、自社株式を後継者へ承継させる意思を明確に

することができます。

ただし、配偶者や子どもには一定の遺留分が認められているため、遺言書を作成しただけで完全に紛争を防げるとは限りません。遺言書の作成にあたっては遺留分への配慮も含めて検討することが重要です。

### (3) 回避策②生命保険の活用

後継者へ自社株式を集中させる一方で、他の相続人を生命保険金の受取人とする方法も考えられます。

生命保険は受取人を指定できるため、事業を承継しない相続人への配慮として活用しやすい財産です。

なお、生命保険金と遺留分との関係については個別の事情によって判断が分かれることもあり、生命保険だけで遺留分対策が完結するわけではありません。

### (4) 回避策③代償分割

後継者が自社株式などの事業用資産を取得する代わりに、他の相続人へ金銭を支払う「代償分割」という方法もあります。

事業用資産を分散させることなく承継できる一方、後継者には相応の資金準備が必要となるため、事前の検討が重要です。

## ■ 5. 今日から始められる事業承継の準備

事業承継の相談を受けると、「もっと早く確認しておけばよかった」という声を耳にすることがあります。難しい対策を検討する前に、まずは次の項目を確認してみてください。

### ●株主が誰か、把握していますか？

「自分が100%株主だと思っていたら、叔父名義の株式が残っていた」などのケースは珍しくありません。まずは誰が株式を保有しているのか確認しましょう。

### ●会社との貸し借りの状況を把握していますか？

役員借入金、役員貸付金の残高を決算書等で確認しましょう。会社との貸し借りは早めに整理しておくことが重要です。

### ●後継者や家族と話し合っていますか？

「伝わっているはず」という思い込みは禁物です。誰に事業を継いでほしいのか、他の家族へどのように配慮するのかを共有しておきましょう。

## ■ 6. まとめ

事業承継では、自社株式や会社への貸付金など、事業の継続に必要な財産をどのように承継するかが重要な課題となります。特に自社株式は評価額が高額となることもあり、相続税や贈与税、事業承継税制の活用などを含めた検討が欠かせません。

また、後継者へ財産を集中して承継させたい場合であっても、事業を承継しない家族への配慮を忘れることはできません。円滑な事業承継のためには、税務だけではなく、家族を含めた関係者との対話や準備も重要です。

もともと、事業承継は財産を承継すれば終わりではありません。後継者が円滑に経営を承継するためには、取引先との関係や経営判断の背景、会社の強みなど、経営者が長年培ってきた知識や経験を共有することも重要です。

財産の承継と知識の承継、その両方を意識しながら早めに準備を進めることが、円滑な事業承継につながるでしょう。

### 【著者プロフィール】 石川 幸恵（いしかわ ゆきえ）



税理士。石川幸恵税理士事務所所長。金融系 IT 企業でのシステム開発業務を経て、税理士業界へ転職。平成 29 年に税理士登録・独立開業。中小企業の法人税や消費税の相談に専門的に対応し、事業承継や相続の課題解決も支援。著書に『気になるギモンを解消！ 小さな会社の消費税 Q&A』（清文社）。

---

本レポートにつきましては万全を期して作成しておりますが、ご利用の結果に関しては一切の責任を負いかねますのでご了承ください。また、本レポートを無断で複製または掲転載することを禁止します。

資料提供：第一生命・損保ジャパン サクセスネット事務局

---